

# 平成24年度 第2回新居浜市地域公共交通活性化協議会

## 次 第

○日時 平成24年11月20日(火) 13:30

○場所 新居浜市役所 2階 21会議室

### 1. 開 会

### 2. 議事

(1)平成23年度決算の承認について

(2)平成24年度上半期の利用実績について

(3)デマンドタクシー登録者及び利用対象地域自治会長に  
対するアンケートの結果について

(4)本格運行移行の可否について(意見交換)

### 3. その他

### 4. 閉 会

新居浜市地域公共交通活性化協議会委員名簿

条項		役員	機関・団体	役職名	氏名
法第6条第2項第1号	規約第5条第1項第1号	会 長	新居浜市	副市長	不 在
				経済部長	本田 龍朗
法第6条第2項第2号	規約第5条第1項第2号		新居地区旅客自動車協同組合	代表理事	渡部 光男
			愛媛県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	高橋 昭雄
			瀬戸内運輸株式会社	専務取締役	門田 正孝
			社団法人愛媛県バス協会	専務理事	門屋 和彦
			四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	田中 弘典
	規約第5条第1項第3号		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	桐山 正勝
			国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	原田 康
法第6条第2項第3号	規約第5条第1項第4号		新居浜警察署	交通課長	島村 裕之
		副会長	新居浜市連合自治会	理事	星加 勝一
	規約第5条第1項第5号		新居浜市老人クラブ連合会	副会長	平田 ヤエ子
			新居浜市女性連合協議会	新居浜市母子寡婦福祉連合会会長	三木 ユリエ
		監 事	新居浜市社会福祉協議会	事務局次長	秋月 伸一
	規約第5条第1項第6号	監 事	新居浜商工会議所	経営支援課長	矢野 英司
			新居浜市医師会	理事	永易 大典
			瀬戸内運輸労働組合	執行委員長	砂田 篤志
			国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画 専門官 (輸送・監査部門)	谷口政賀津
				首席運輸企画 専門官 (総務企画部門)	鈴木 保秀

事務局出席者

事務局長	新居浜市経済部運輸観光課	課長	鴻上 浩宣
事業担当	新居浜市経済部運輸観光課	副課長	桑原 一郎
出納員	新居浜市経済部運輸観光課	主事	吹上 美佳

議事（１）

平成 23 年度決算の承認について

新居浜市地域公共交通活性化協議会  
平成 23 年度収支決算書

【収入の部】

単位：円

区 分			予算額	決算額	摘 要
款	項	目			
負担金	負担金	負担金	11,638,000	6,240,908	新居浜市負担金
諸収入	諸収入	雑 入	637,000	1,130,358	利用料収入 882,250 (大人 1370 人 割引者 789 人) 地域公共交通確保維持改善事業費補助 248,000 預金利息 108
			12,275,000	7,371,266	

【支出の部】

単位：円

区 分			予算額	決算額	摘 要
款	項	目			
運営費	会議費	会議費	300,000	80,000	委員出席謝礼 (2 回、@5,000×延べ 16 人)
	事務費	事務費	1,029,000	393,291	ink、住宅地図他消耗品 38,051 登録証、リーフレット等印刷 105,315 電話使用料 100,890 郵送料 149,035
事業費	事業費	事業費	6,897,975	6,897,975	運行業務 @3,675×1,877 台
予備費	予備費	予備費	4,048,025	0	
			12,275,000	7,371,266	


※平成 23 年度第 1 回協議会（平成 23 年 6 月 29 日）において承認された、事業費に対する予備費からの充当額は、2,428,975 円である。

## 監査報告書

平成23年度新居浜市地域公共交通活性化協議会の会計事務について監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

平成24年 6月28日

新居浜市地域公共交通活性化協議会

監事 秋月 伸一 

## 監査報告書

平成23年度新居浜市地域公共交通活性化協議会の会計事務について監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

平成24年 6月28日

新居浜市地域公共交通活性化協議会

監事 矢野 英司 

デマンドタクシー利用・登録状況（平成24年10月末現在）

○登録者数（10月末日現在）

上部西エリア	大生院	64世帯	108人	}	上部西計210世帯 359人
	中萩（萩生）	146世帯	251人		
上部東エリア	船木	173世帯	288人		
川東エリア	多喜浜（荷内・阿島）	60世帯	114人		
	計	443世帯	761人		

※男女構成 男性 282人（37.1%） 女性 479人（62.9%）  
 ※年齢構成 50代まで 118人（15.5%） 60代以上 643人（84.5%）

○利用状況

平成22年度(1月～3月) 計(運行日数 56日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	142人	86人	1.5人	91台	0.9人
上部東エリア	171人	95人	1.7人	87台	1.1人
川東エリア	76人	47人	0.8人	45台	1.0人
	389人	228人	4.1人	223台	1.0人

※利用者内訳 大人193人 障がい者35人 利用料収入 105,250円

平成23年度上半期(4月～9月) 計(運行日数 124日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	267人	237人	1.9人	210台	1.1人
上部東エリア	231人	231人	1.9人	214台	1.1人
川東エリア	103人	158人	1.3人	138台	1.1人
	601人	626人	5.0人	562台	1.1人

※利用者内訳 大人458人 障がい者168人 利用料収入 271,000円

平成23年度下半期(10月～3月) 計(運行日数 120日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	322人	676人	5.6人	588台	1.1人
上部東エリア	269人	569人	4.7人	500台	1.1人
川東エリア	113人	288人	2.4人	227台	1.3人
	704人	1,533人	12.7人	1,315台	1.2人

※利用者内訳 大人912人 小人0人 障がい者割引 本人504人・介護7人  
 療育割引 本人1人 精神保健割引 本人1人  
 特定疾患割引 本人33人・介護12人 運転免許自主返納者割引 63人  
 利用料収入 611,250円

平成24年度上半期(4月～9月) 計(運行日数 125日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	351人	1,051人	8.4人	767台	1.4人
上部東エリア	282人	619人	5.0人	498台	1.2人
川東エリア	114人	290人	2.3人	248台	1.2人
	747人	1,960人	15.7人	1,513台	1.3人

※利用者内訳 大人1052人・小人0人・無料乳幼児 2人  
 障がい者割引 本人608人・介護21人 療育割引 本人4人  
 特定疾患割引 本人23人・介護5人 運転免許自主返納者割引 245人  
 利用料収入 752,500円

## ○平成 24 年度 月別利用・登録状況

平成 24 年 4 月 (運行日数 20 日)

エリア	登録者数	利用者数	1 日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	328 人	143 人	7.2 人	102 台	1.4 人
上部東エリア	276 人	95 人	4.8 人	74 台	1.3 人
川東エリア	114 人	53 人	2.7 人	40 台	1.3 人
	718 人	291 人	14.6 人	216 台	1.3 人

※利用者内訳 大人 177 人 小人 0 人 無料乳幼児 2 人  
障がい者割引 本人 96 人 療育割引 本人 1 人  
運転免許自主返納者割引 15 人

利用料収入 116,500 円

平成 24 年 5 月 (運行日数 21 日)

エリア	登録者数	利用者数	1 日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	335 人	147 人	7.0 人	114 台	1.3 人
上部東エリア	277 人	98 人	4.7 人	83 台	1.2 人
川東エリア	114 人	38 人	1.8 人	27 台	1.4 人
	726 人	283 人	13.5 人	224 台	1.3 人

※利用者内訳 大人 145 人 小人 0 人 無料乳幼児 0 人  
障がい者割引 本人 102 人・介護 1 人 療育割引 本人 1 人  
特定疾患割引 本人 3 人 運転免許自主返納者割引 31 人

利用料収入 107,000 円

平成 24 年 6 月 (運行日数 21 日)

エリア	登録者数	利用者数	1 日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	340 人	218 人	10.4 人	153 台	1.4 人
上部東エリア	278 人	121 人	5.8 人	94 台	1.3 人
川東エリア	114 人	45 人	2.1 人	37 台	1.2 人
	732 人	384 人	18.3 人	284 台	1.3 人

※利用者内訳 大人 191 人 小人 0 人 無料乳幼児 0 人  
障がい者割引 本人 126 人・介護 8 人 療育割引 本人 1 人  
特定疾患割引 本人 4 人・介護 2 人 運転免許自主返納者割引 52 人

利用料収入 143,750 円

平成 24 年 7 月 (運行日数 21 日)

エリア	登録者数	利用者数	1 日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	344 人	203 人	9.7 人	149 台	1.4 人
上部東エリア	278 人	88 人	4.2 人	72 台	1.2 人
川東エリア	114 人	50 人	2.4 人	47 台	1.1 人
	736 人	341 人	16.2 人	268 台	1.3 人

※利用者内訳 大人 168 人 小人 0 人 無料乳幼児 0 人  
障がい者割引 本人 103 人・介護 5 人 療育割引 本人 1 人  
特定疾患割引 本人 8 人・介護 0 人 運転免許自主返納者割引 56 人

利用料収入 127,250 円

平成 24 年 8 月 (運行日数 23 日)

エリア	登録者数	利用者数	1 日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	347人	185人	8.0人	137台	1.4人
上部東エリア	280人	106人	4.6人	87台	1.2人
川東エリア	114人	49人	2.1人	46台	1.1人
	741人	340人	14.8人	270台	1.3人

※利用者内訳 大人 186 人 小人 0 人 無料乳幼児 0 人  
 障がい者割引 本人 92 人・介護 6 人  
 特定疾患割引 本人 2 人・介護 2 人 運転免許自主返納者割引 52 人  
 利用料収入 131,500 円

平成 24 年 9 月 (運行日数 19 日)

エリア	登録者数	利用者数	1 日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	351人	155人	8.2人	112台	1.4人
上部東エリア	282人	111人	5.8人	88台	1.3人
川東エリア	114人	55人	2.9人	51台	1.1人
	747人	321人	16.9人	251台	1.3人

※利用者内訳 大人 185 人 小人 0 人 無料乳幼児 0 人  
 障がい者割引 本人 89 人・介護 1 人  
 特定疾患割引 本人 6 人・介護 1 人 運転免許自主返納者割引 39 人  
 利用料収入 126,500 円

平成 24 年 10 月 (運行日数 22 日)

エリア	登録者数	利用者数	1 日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	359人	222人	10.1人	155台	1.4人
上部東エリア	288人	154人	7.0人	111台	1.4人
川東エリア	114人	68人	3.1人	55台	1.2人
	761人	444人	20.2人	321台	1.4人

※利用者内訳 大人 262 人 小人 3 人 無料乳幼児 0 人  
 障がい者割引 本人 109 人・介護 10 人  
 特定疾患割引 本人 5 人・介護 2 人 運転免許自主返納者割引 53 人  
 利用料収入 176,500 円

ただ今、試験運行中！

# デマンドタクシー

図運輸観光課 ☎ 65-1261 FAX 65-1305

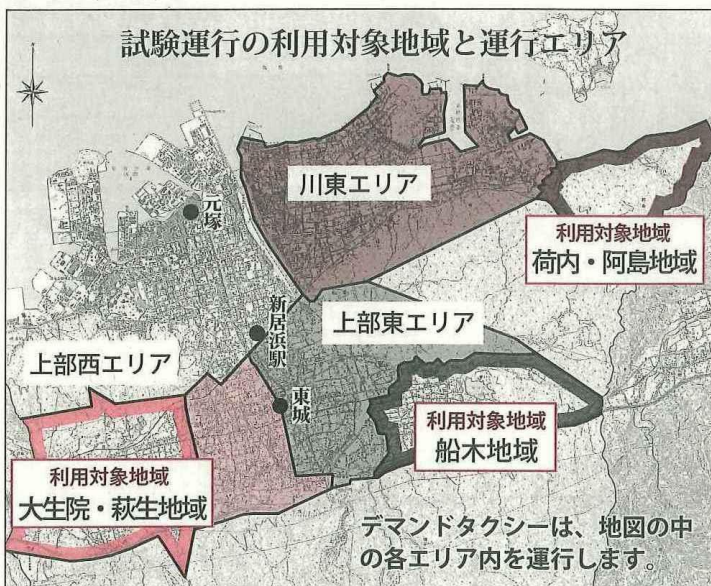
新居浜市では、平成23年1月から、乗り合いタクシーでの送迎サービス「新居浜市デマンドタクシー」を「荷内・阿島地域」、「船木地域」、「大生院・萩生地域」を対象として、試験運行を実施しています。  
試験運行は平成25年9月までの予定で、その間に本格的な導入が可能かどうかを検討します。



## デマンドタクシーとは？

デマンドタクシーとは、利用者の呼び出し（デマンド）に応じて、タクシーが利用者の自宅から運行エリア内の目的地まで、同じ時間帯の利用を希望した人と乗り合いで送迎するサービスです。

ただし、利用するには事前登録が必要です。登録後、予約センターへ電話予約をする「デマンドタクシー」のステッカーを貼ったタクシーが自宅まで迎えにきます。そして、運行エリア内にある病院、



試験運行の利用対象地域と運行エリア

商店、理美容室、金融機関、駅、バス停留所、公共施設などに乗り合いでお送りし、帰りも自宅までお送りします。現在、平日の9時から16時まで、1時間ごとに運行しており、通院や買物などにご利用いただけます。

なお、運行エリア外の施設に行く場合は、新居浜駅（全エリア）、元塚バス停留所（川東エリアのみ）、東城バス停留所（上部東・西エリアのみ）などで降り、路線バスや一般のタクシーを乗り継いで行くことになります。

## 《利用できる人の住所》

川東エリア	上部東エリア	上部西エリア
【荷内・阿島地域】 阿島二丁目（1～3、8～9番を除く）、阿島三丁目、阿島四丁目、阿島、荷内町にお住まいの人	【船木地域】 船木、七宝台町にお住まいの人	【大生院・萩生地域】 大生院、萩生、大永山（出口）にお住まいの人

※上部エリアは、主要地方道新居浜・角野線で東西に分けています。  
※上記住所内でも、バス停留所から直線距離で300メートル以内にお住まいの人は利用できません（バスの利用が困難な人を除く）。

## 利用料金は？

利用料金は大人（中学生以上）が1回500円、小人（小学生以下）が1回250円です。障がい者などその介護者、運転免許証自主返納者は半額となります。



平成25年9月まで、試験運行を継続中!!

# 新居浜市デマンドタクシー利用案内

「デマンドタクシー」とは・・・電話で予約すれば、タクシーが自宅まで迎えに行き、病院、商店、駅、バス停留所等まで、乗り合いでお送りし、帰りもお迎えに行くサービスです。

## 時刻表

予約締切時刻	予約時刻
1便 9:00～	(※)前日 16:00
2便 10:00～	9:00
3便 11:00～	10:00
4便 12:00～	11:00
5便 13:00～	12:00
6便 14:00～	13:00
7便 15:00～	14:00
8便 16:00～	15:00

予約センター(月～金 8:30～16:00 受付)  
予約電話番号 **37-8801**

- 電話予約は、一週間前から受け付けます。利用予定時刻の1時間前までに、予約センターにご連絡ください。ただし1便(9時)は、前日の午後4時までに予約してください。(※)月曜の1便は、前週の金曜の午後4時までに、予約してください。
- 予約センターは、土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休みです。
- 運行日は、月曜～金曜のみです。土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は運行しません。

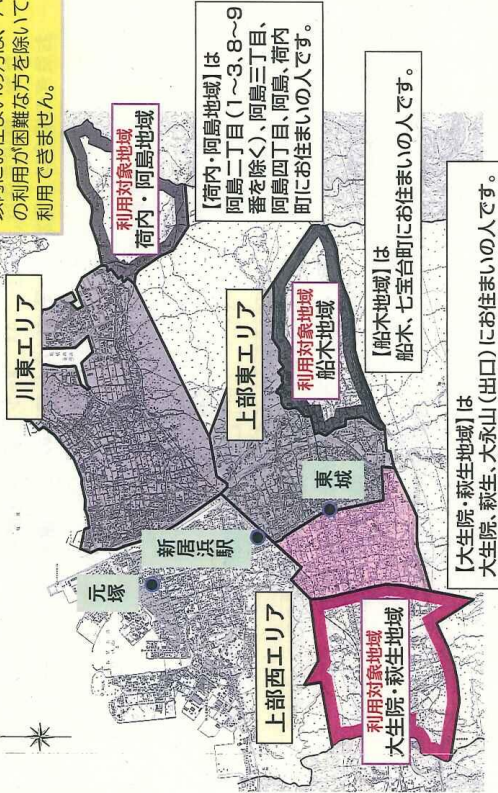
■時刻表は、一番最初に乗る人の出発時刻です。乗り合いですので、人数や順番に応じて、お迎えに行く時刻は遅くなる場合があります。また、到着時間にも、余裕をもってご利用ください。

■乗り降りできる場所は、ご自宅のほか、各エリア内の①から⑥までの施設です。その他の場所、他のエリアへは行けません。ただし、新居浜駅(全エリア)、上前支所(上部東エリアの方のみ)、元塚バス停留所(川東エリアの方のみ)は、エリア外ですが、直接行くことができます。

- ①交通結前点(バス停留所・駅・港)
- ②医療・福祉施設(病院・診療所、歯科医院、介護施設等)
- ③金融機関(銀行・金庫、農協、郵便局)
- ④商業施設(理美容室、各種小売店、飲食店)
- ⑤保育・教育施設(保育所、幼稚園、小・中・高校)
- ⑥その他公共施設(支所、公民館、公園、文化・体育・福祉・環境・衛生施設等)

◆事前に利用登録が必要です。(登録無料、裏面をご覧ください)

## 試験運行の利用対象地域と運行エリア



利用できる人は、【荷内・阿島地域】【船木地域】【大生院・秋生地域】にお住まいの人です。ただし、既存のバス停留所から直線距離で300m以内にお住まいの方は、バスの利用が困難な方を除いて、利用できません。

## 障がい者等割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、特定疾患医療受給者証を提示された場合は、本人及び介護者1人は半額とします。

## 運転免許証自主返納者割引

次のいずれかを提示された方は半額とします。  
①運転経歴証明書 ②四圍に穴をあげた日免許証と申請による運転免許の取消通知書

## 利用料金 (片道)

◆大人(中学生以上)・・・500円

◆小人(小学生以下)・・・250円

※未就学児は、1歳未満は無料。1歳以上は保護者1人につき1人が無料です。

※乗車時に、運転士にお支払いください。

## 新居浜市地域公共交通活性化協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、新居浜市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、新居浜市一宮町一丁目5番1号新居浜市役所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 連携計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第5条 協議会は次に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 新居浜市長が指名する者
- (2) 関係する公共交通事業者等の代表
- (3) 道路管理者が指名する者
- (4) 公安委員会の長が指名する者
- (5) 各種市民団体等の代表
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める者

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監 事 2人

3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員を選任及び職務)

第7条 会長は、新居浜市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長及び監事は、第5条第1項に規定する委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

4 会議は、原則として公開するものとし、その手続きは、新居浜市の例により行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の承認事項)

第9条 次の掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

(1) 協議会の予算及び決算に関すること。

(2) 規約の制定及び改廃に関すること。

(3) 第4条に規定する事項に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(幹事会)

第10条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第11条 協議会は、第4条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、新居浜市運輸担当課所内に事務局を置く。

2 事務局長は、新居浜市運輸担当課所長をもって充て、事務局員は、同課所の職員をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第14条 協議会の運営に要する資金は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第15条 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の承認を得なければならない。

(決算)

第16条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第7条第5項の規定により当該監査の報告があったときは、当該監査に付した決算について協議会の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝礼)

第18条 協議会は、委員が会議に出席したときは、謝礼を予算の範囲内で支給することかできる。

(協議会が解散した場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成22年11月9日から施行する。

(任期の特例)

2 協議会初年度の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

(会計年度の特例)

3 協議会の設立された日の属する年度の会計年度については、第13条の規定にかかわらず、設立された日から平成23年3月31日までとする。

附則

(施行期日)

この規約は、平成24年6月19日から施行する。